電子提供措置の開始日 2026年11月２日

株主各位

第21回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結計算書類の連結注記表 …… １頁
計算書類の個別注記表 …… 22頁
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 …… 30頁
会計監査人の監査報告書 …… 32頁
監査等委員会の監査報告書 …… 34頁

株式会社ＳＨＩＦＴ

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数　　40社

(2) 主要な連結子会社の名称

ALH株式会社
株式会社ホープス
株式会社ニッセイコム
株式会社エスエヌシー
株式会社システムアイ

当連結会計年度において、発行する全ての株式を取得したことにより株式会社ニッセイコム他５社を、新たに設立または組成したことにより３社を、それぞれ連結の範囲に含めております。また、吸収合併に伴い消滅したことにより７社を連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　１社

(2) 主要な関連会社の名称

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIFT ASIA CO., LTD.及びSGC１号投資事業有限責任組合の決算日は６月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、SHIFT USA Inc.及びSHIFT ARABIA W.L.Lの決算日は５月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等　時価法

以外のもの　（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

②　棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～38年

工具、器具及び備品　３～15年

②　無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（３～５年)、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（１～17年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロ（残価保証額の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社及び連結子会社の従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度における株式の交付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。ただし、当社グループが代理人に該当する取引では、取引価格を、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額により算定しております。主たる代理人取引としては、インターネット広告における広告枠販売及びLINEを用いた販促支援サービスが該当します。

対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループが主力としているソフトウェアテストサービスを中心とした

ソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアの開発を行うものであり、その開発作業の進捗に伴い履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、期間がごく短い契約を除き、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、主としてソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービスを提供するものであり、その役務を提供するにつれて履行義務が充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

当社グループでは上記のほか、PCの販売、インターネット広告関連サービス等を行っております。

PCの販売では、PCの引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。したがって、PCの販売においては、原則、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

インターネット広告関連サービスは、インターネット媒体における広告業務の取扱い等を行っております。これらは、インターネット広告の掲載をもって履行義務が充足されると判断しております。

LINEを用いた販促支援サービスでは、システム利用等のサービス提供は利用期間にわたって履行義務が充足されるため、契約で定められた利用期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の及ぶ期間（主に10年～12年）にわたって、定額法により償却しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

1 のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	22,344百万円
顧客関連資産	3,851百万円
減損損失	540百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、買収時の超過収益力を当該対象会社ののれんとして認識しており、原則として当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。また、企業買収に伴い識別可能資産として顧客関連資産が特定された場合、その顧客関連資産に配分するべき取得原価については、既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益力に基づく経済的便益を現在価値に割引いて計算しており、買収によって計上されたのれんと同一の資産グループにグルーピングしております。

減損の兆候の有無の判定については、原則として対象会社ごとに営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等の事象に基づき行っております。なお、当連結会計年度において一部の連結子会社はのれん及び顧客関連資産償却後の営業損益がマイナスとなっておりますが、のれん及び顧客関連資産償却後の営業損益の状況をモニタリングするとともに、当連結会計年度以降の事業計画における営業損益の見込みが明らかにマイナスとなっていないかを確認することで減損の兆候がないとの判断を行っております。

減損の兆候の有無を判定するに当たっては、買収時に見込んだ超過収益力の毀損の有無を判定するため、対象会社ごとに買収時に見込んだ将来計画の達成状況を確認し、また、その将来計画と翌連結会計年度の事業計画との比

較を行っております。翌連結会計年度の事業計画は、対象会社の直近の事業計画の達成状況、受注実績や受注予測、対象会社を取り巻く経営環境、市場の動向等に基づき策定しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定に用いている翌連結会計年度の事業計画の策定における主要な仮定は売上高成長率や営業利益率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、将来の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌連結会計年度の事業計画と実績額との乖離が生じた場合、翌連結会計年度において、減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定に基づき減損損失が発生する可能性があります。

2 株式会社ニッセイコム及び株式会社ステップに係るのれん

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社ニッセイコムに係るのれん	12,213百万円
株式会社ステップに係るのれん	3,557百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルが株式会社ニッセイコムの全株式を取得し、また、当社の連結子会社である株式会社SHIFT・ステップホールディングスが株式会社ステップの全株式を取得し、連結子会社化しております。当該企業結合取引により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される既存事業に係る超過収益力から発生したものであります。

当連結会計年度末において、両社の識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、企業結合会計基準に基づく暫定的な会計処理を行っております。暫定的に認識したのれんは、企業結合日における株式の取得原価と純資産との差額として算定しております。

両社の株式の取得原価は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から算定された株式価値を基礎として算出しております。

② 主要な仮定

株式会社ニッセイコムの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としています。当該事業計画では、将来の売上高成長率及び営業利益率に含まれるパッケージ売上の成長率、バックオフィスのグループ内シェアード化による販売費及び一般管理費の削減見込みを主要な仮定としております。

株式会社ステップの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としています。当該事業計画では、将来の売上高成長率に含まれる顧客単価の上昇を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において両社の取得原価の配分が完了していないことから、取得原価の配分の完了に伴い、のれん及び識別可能無形資産等の計上額が修正される可能性があります。

また、事業計画における主要な仮定は不確実性を伴うため、実績が当該仮定と乖離した場合には、減損の兆候が認められ、その結果として減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	177	百万円
土地	274	〃
現金及び預金	9	〃
合計	461	百万円

(注) 上記のほか、連結処理により相殺消去されている関係会社株式7,883百万円及び関係会社長期貸付金2,010百万円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	276	百万円
長期借入金	2,703	〃
合計	2,980	百万円

2 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「7.収益認識に関する注記 (4) ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3　棚卸資産の内訳

商品	1,183 百万円
仕掛品	646　〃
貯蔵品	2　〃
合計	1,832 百万円

4　国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳額

建物及び構築物　55百万円

5　有形固定資産の減価償却累計額　5,030 百万円

6　流動負債その他のうち、契約負債の金額は、「7.収益認識に関する注記（4）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

7　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループにおいては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関７行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	55,500 百万円
借入実行残高	－　〃
差引額	55,500 百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

1　減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	事業用資産	建物及び構築物 のれん その他無形固定資産	6　百万円 494　〃 0　〃
東京都港区	事業用資産	のれん その他無形固定資産	45　百万円 10　〃

当社グループは、原則として事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の連結子会社の取得時に認識したのれん及び保有する事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

2　投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部（上場株式１銘柄）について、取得原価と比較して時価が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　267,500,670株

2　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,172	4.53	2026年８月31日	2026年11月26日

3　当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び数

普通株式　586,100株

4　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,055,500株

6. 金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等及びその他に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、１年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

短期借入金は、主に運転資金及びM&A資金を目的としたものであります。また、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）はM&A資金、設備投資及び運転資金を目的としたものであります。これらは、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　投資有価証券（※1、2）			
関係会社株式	3,584	3,464	△120
その他有価証券	1,100	1,100	－
(2)　敷金及び保証金	3,087	2,047	△1,040
資産計	7,773	6,612	△1,161
(3)　長期借入金（※3）	34,713	34,695	△18
負債計	34,713	34,695	△18

（※1）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

（※2）市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	275
組合等出資金	－

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,090	－	－	1,090
新株予約権	－	10	－	10
資産計	1,090	10	－	1,100

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
関係会社株式	3,464	－	－	3,464
敷金及び保証金	－	2,047	－	2,047
資産計	3,464	2,047	－	5,511
長期借入金	－	34,695	－	34,695
負債計	－	34,695	－	34,695

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式（株式及び関係会社株式）は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

新株予約権は市場価格に基づき算定しておりますが、活発な市場で取引されているものではないため、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	コンサル	開発	テスト	BPaaS	投資プラットフォーム
一時点で移転される財又はサービス	674	9,638	4,468	269	83
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18,217	52,555	59,662	4,488	555
顧客との契約から生じる収益	18,892	62,193	64,130	4,757	638
その他の収益	－	－	－	67	－
外部顧客への売上高	18,892	62,193	64,130	4,825	638

	報告セグメント計	その他	調整額	合計
一時点で移転される財又はサービス	15,134	7,022	－	22,156
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	135,478	3,760	113	139,352
顧客との契約から生じる収益	150,612	10,782	113	161,509
その他の収益	67	23	－	90
外部顧客への売上高	150,680	10,806	113	161,600

(注) 1.「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に従って認識した収益であります。
2.「調整額」は、主に収益の計上方法に伴う調整であり、各報告セグメントには配分しておりません。

(2) 報告セグメントの変更等に関する情報

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を「コンサル」、「開発」、「テスト」、「BPaaS」及び「投資プラットフォーム」の５区分に変更しております。収益の分解情報は、変更後の区分に基づき記載しております。

なお、いずれの報告セグメントにも属さない事業は「その他」に区分しております。

(3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4 会計方針に関する事項　(5)　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(4) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	15,046	20,299
契約資産	354	4,228
契約負債	523	582

契約資産は、主に顧客との請負契約及び履行割合型準委任契約について、履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識した収益に係る対価に対する権利のうち、当該権利が無条件となっていないものであります。対価に対する権利が無条件となった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内である履行義務及び現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務について、注記の対象に含めておりません。当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は906百万円であり、期末日後１年以内に約80%、残り約20%がその後２年以内に収益として認識されると見込んでおります。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

１　１株当たり純資産額

162円58銭

２　１株当たり当期純利益

28円72銭

（注）「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 3,206,250株）。又、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 3,245,484株）。

9. 重要な後発事象に関する注記

（投資事業有限責任組合の設立）

当社は2026年10月15日付で、当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルが同社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合（以下、本ファンド）を設立することを決定いたしました。また、運用開始にあたって、当社と東京瓦斯株式会社（以下、東京ガス）が、総額150億円を共同出資することについても基本合意いたしました。なお、組合契約の締結により当社子会社の株式会社SHIFTグロース・キャピタルが本ファンドの業務執行を担うこととなるため、本ファンドは翌連結会計年度より当社の連結子会社に該当いたします。

(1) 設立の目的

本ファンドは、当社のM&Aを通じた成長戦略及び投資プラットフォームの構築・高度化の一環として設立するものです。国内のシステムインテグレーター、システムエンジニアリングサービス提供企業及びソフトウェア開発・販売企業を主な投資対象とし、東京ガスの顧客基盤及び事業知見と、当社の投資・PMI・成長支援に関する知見を組み合わせることで、投資機会の拡大、投資先企業の成長及び新たな事業機会の創出を図り、当社の中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

(2) 本ファンドの概要

名称	SGC-TG１号投資事業有限責任組合
本店の所在地	東京都港区麻布台一丁目３番１号 麻布台ヒルズ　森JPタワー
事業の内容	国内のシステムインテグレーター、システムエンジニアリングサービス提供企業及びソフトウェア開発・販売企業を主な投資対象とし、高い成長可能性及び企業価値向上余地を有する企業への投資。
出資の総額	15,000百万円
組成日	2026年12月１日（予定）
出資者・出資比率	無限責任組合員： 株式会社SHIFTグロース・キャピタル　1.0%（予定） 有限責任組合員（優先出資）： 東京ガス　66.7%（予定） 有限責任組合員（劣後出資）： 株式会社SHIFT　32.3%（予定）

10.　その他の注記

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

１．株式会社ニッセイコムの株式の取得

(1) 企業結合の概要

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ニッセイコム

事業の内容　システム開発から教育・サポートまでのシステムインテグレーション事業等

②　企業結合を行った主な理由

株式会社ニッセイコムは、各種業務系アプリケーションパッケージの開発・提供に加え、システム開発や保守運用などのソリューションビジネスを展開しております。特に、産業・流通領域向けのサービスにおいては、システム開発や保守による売上比率が高く、深い顧客業務理解が強みとなっています。又、公共向けサービスにおいても、国公立大学や健康保険組合向けのソリューションを得意とし、幅広い機能と高い操作性を誇る自社パッケージを提供しています。

この度の株式取得により、SHIFTグループはニッセイコムが高いシェアを有する健康保険領域及び首都圏以外での顧客基盤の強化・拡大を強力に推進してまいります。さらに、ニッセイコムの高い開発ケイパビリティは、SHIFTのテストを始めとするサービス群との親和性が高く、アップセルやクロスセルの加速を実現することが期待されます。加えて、業務効率化などの取り組みを通じて、さらなる収

益性の改善やより働きやすい環境づくりにも注力してまいります。

③　企業結合日

2026年４月１日

④　企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤　結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

⑥　取得した議決権比率

100％

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として株式会社ニッセイコムの株式を100％取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2026年４月１日から2026年８月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	17,792百万円
取得原価		17,792百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等　　97百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額

12,652百万円

なお、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な会計処理を行っております。

②　発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③　償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,476百万円
固定資産	3,797 〃
資産合計	14,273 〃
流動負債	5,551 〃
固定負債	3,582 〃
負債合計	9,134 〃

2．株式会社ステップの株式の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ステップ

事業の内容　システム開発・保守・インフラ構築、IT教育事業等

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ステップは航空、防衛、医療、金融、通信等といった、極めて高い信頼性が求められる、社会インフラ分野の大規模システム開発において、豊富な実績を有しております。

本株式取得により、ステップが築き上げた強固な技術・顧客基盤をSHIFTグループの経営資源として活用し、開発体制のさらなる安定化と高度化を図ってまいります。又、ステップが保有する東北エリアにおける経験豊富なマネジメント層及びエンジニア層の採用・育成力と、幅広い地域の開発案件における強力なプロジェクト体制構築能力を取り込むことで、SHIFTグループの開発ケイパビリティの向上を推進してまいります。

③ 企業結合日

2026年６月１日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として株式会社ステップの株式を100%取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2026年６月１日から2026年８月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,000百万円
取得原価		6,000百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等　　245百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

3,649百万円

なお、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な会計処理を行っております。

② 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,916百万円
固定資産	144 〃
資産合計	3,060 〃
流動負債	509 〃
固定負債	199 〃
負債合計	709 〃

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券（投資事業有限責任組合への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～15年

工具、器具及び備品　３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(３～５年)、のれんについては投資効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③　受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④　株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社及び連結子会社の従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度における株式の交付見込額を計上しております。

4　収益及び費用の計上基準

当社では、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。

対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社が主力としているソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。なお、提供しているサービスのうち、当社が代理人に該当する取引では、取引価格を、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額により算定しております。

請負契約に基づく履行義務は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアの開発を行うものであり、その開発作業の進捗に伴い履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、期間がごく短い契約を除き、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、主としてソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービスを提供するものであり、その役務を提供するにつれて履行義務が充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

（市場価格のない関係会社株式の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式	41,796 百万円
市場価格のない関係会社株式評価損	608 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。市場価格のない関係会社株式の実質価額は、発行会社の超過収益力を反映して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しております。超過収益力の毀損の有無の判断に当たっては、投資時の事業計画の達成状況や、将来の成長性及び業績に関する見通し等を総合的に勘案して検討しております。

なお、当事業年度において一部の関係会社株式の実質価額が取得原価と比較して著しく低下したと認められたため、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

② 主要な仮定

超過収益力の毀損の有無の判断に用いている翌事業年度の事業計画の策定における主要な仮定は、売上高成長率や営業利益率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③　翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、将来の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌事業年度の事業計画と実績額との乖離が生じた場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

1　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	177 百万円
土地	274 〃
合計	452 百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	33 百万円
長期借入金	246 〃
合計	280 百万円

2　有形固定資産の減価償却累計額　2,325 百万円

3　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	206 百万円
短期金銭債務	822 百万円

4　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関6行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	54,900 百万円
借入実行残高	－ 〃
差引額	54,900 百万円

5　保証債務

下記の会社の仕入債務等に対して、次の通り債務保証を行っております。

株式会社ニッセイコム	200 百万円

4. 損益計算書に関する注記

1　関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	215 百万円
営業取引（支出分）	9,780 百万円
営業取引以外の取引（収入分）	233 百万円
営業取引以外の取引（支出分）	84 百万円

2　投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部（上場株式１銘柄）について、取得原価と比較して時価が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

3　関係会社株式評価損

当社が保有する関係会社株式の一部（上場株式１銘柄）について、取得原価と比較して時価が著しく下落したため、関係会社株式評価損を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	11,883,699 株

上記普通株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式3,206,250株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	260	百万円
貸倒引当金	288	〃
未払費用	346	〃
未払金	101	〃
減価償却超過額	356	〃
投資有価証券評価損	1,196	〃
関係会社株式評価損	2,006	〃
株式引受権	156	〃
資産調整勘定	117	〃
資産除去債務	232	〃
その他有価証券評価差額金	80	〃
その他	184	〃
繰延税金資産小計	5,327	百万円
評価性引当額	△3,553	〃
繰延税金資産合計	1,774	百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△191	〃
企業結合に伴う評価差額	△183	〃
その他	△7	〃
繰延税金負債合計	△382	百万円
繰延税金資産純額	1,391	百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社デケム	直接 100.0	資金の援助	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金(注)2	1,850
子会社	株式会社システムアイ	直接 100.0	業務委託資金の借入	資金の借入	－	関係会社短期借入金	1,450
子会社	株式会社クラブネッツ	直接 100.0	資金の借入	資金の借入	－	関係会社短期借入金	2,100
子会社	株式会社SHIFT SECURITY	直接 100.0	資金の借入	資金の借入	900	関係会社短期借入金	900

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)2 関係会社短期貸付金に対し、800百万円の貸倒引当金を計上しております。又、当事業年度において745百万円貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記　4　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. １株当たり情報に関する注記

１　１株当たり純資産額

118円96銭

２　１株当たり当期純利益

12円60銭

（注）「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度3,206,250株）。又、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 3,245,484株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「9.重要な後発事象に関する注記」に記載の「(投資事業有限責任組合の設立)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社ＳＨＩＦＴ
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　下平　貴史

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　浅井　勇一

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＨＩＦＴの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＨＩＦＴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社ＳＨＩＦＴ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　下平　貴史

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　浅井　勇一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＨＩＦＴの2025年９月１日から2026年８月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月22日　株式会社SHIFT　監査等委員会

監査等委員　新井　優介

監査等委員　谷中　直子

監査等委員　中垣　徹二郎

（注）監査等委員新井優介、谷中直子及び中垣徹二郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上